

資料 7

「開票事務取扱要領」(広島市)

平成15年2月2日執行
 広島市長選挙

開票事務取扱要領

[安芸区]

第1	開票の管理機関	1
1	開票管理者等	1
	(1) 開票管理者	1
	(2) 職務代理者	1
	(3) 開票管理者の職務	1
2	開票立会人	2
3	開票事務従事者等	3
	(1) 総括指揮者	3
	(2) 進行指揮者	3
	(3) 班長	3
	(4) 事務従事者	3
	(5) 事務従事者に対する一般的注意事項(従事者全員)	4
第2	開票前に行う仕事(区選管、庶務係)	5
1	開票所の設置	5
2	開票所門標の掲示	5
3	開票所内の表示等	5
4	開票所の配置(設置上の注意事項)	5
5	開票所配置図	6
6	受付場所の設置	7
7	受付場所の表示	7
※	受付場所配置図(例)	7
第3	投票所物品の受付要領等	8
1	受付事務従事者の集合(受付事務従事者)	8
2	受付物品の内訳	8
	(送致物・引継物)	8
3	受付要領(受付事務従事者)	9
4	記録媒体送致箱と「かぎ」の受付	9
	(1) 「かぎ」の封筒(原本・複写)の確認	9
	(2) 記録媒体の送致箱(原本・複写)の確認	9
	(3) 記録媒体の内容器の確認	9
	(4) 記録媒体の送致箱とかぎの保管	9
5	投票箱と「かぎ」の受付	9
	(1) 投票箱	9

広島市・区選挙管理委員会

市選管 (082)504-2513
 安芸区選管 (082)822-3131

(2) 「かぎ」の封筒	10	(9) 点検結束係	22
6 市選管への報告	10	(10) 得票計算係	22
7 投票録、関係書類の確認	10	(11) 点検運搬C係	22
8 投票結果の確定数報告(速報係)	11	* 7 速報	23
第4 投票録等の関係書類の照合	12	(1) 中間速報	23
1 投票進捗表・投票録・投票用紙使用枚数調	12	(2) 確定(最終)速報	23
2 投票結果の確定	13	第8 開票の終了(開票事務の流れ図の*8から*11まで)	24
第5 記録媒体・投票箱等の取扱い	14	* 8 結果の確認(庶務係、速報係)	24
第6 開票開始前	15	* 9 得票数の朗読(開票管理者)	24
1 事務従事者の集合(従事者全員)	15	* 10 開票録等関係書類の作成(庶務係)	25
2 開票立会人の参会(開票管理者)	15	* 11 開票終了宣言(開票管理者)	26
3 庶務係の事務(庶務係)	15	第9 開票終了後の処理(開票事務の流れ図の*12・*13)	27
4 入場案内係の事務(受付・取締係)	15	1 区選挙管理委員会への書類の引継ぎ	27
第7 開票事務	16	2 器材の保管	27
流れ 図 1	16	3 開票所の掃除等	27
流れ 図 2	17	別紙1 開票管理者の事務従事職員に対する注意(例)	28
* 1 記録媒体内容器・投票箱等の異状の有無確認(庶務係)	18	別紙2 開票結果朗読要領	29
* 2 開票開始宣言(開票管理者)	18	参 考(関係書類様式)	30
* 3-1 記録媒体内容器の開封と空虛の確認(開披・分類係)	18		
* 3-2 投票箱の開箱と空虛の確認(開披・分類係)	18		
* 3-3 集計装置による集計(電子投票集計係)	18		
[* 4 ~ * 6 は紙の投票]	19		
* 4 仮投票等の調査(庶務係)	19		
* 5 全投票の混同(従事者全員)	19		
* 6 開披・分類から得票台への集積までの流れ	19		
(1) 開披・分類係	19		
(2) 点検運搬A係	19		
(3) 審査係	20		
(4) 第一精査係	21		
(5) 第二精査係	21		
(6) 点検運搬B係	21		
(7) 第一計数係	21		
(8) 第二計数係	21		

第1 開票の管理機関

1 開票管理者等

(1) 開票管理者

開票管理者は開票事務の最高責任者として、投票の効力を決定することをはじめ、開票事務全般にわたり、補助執行する職員を指揮監督します。(法61①②)

(2) 職務代理人

開票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理します。(令67①)

(3) 開票管理者の職務

① 自ら行う事項

ア 開票の開始及び終了宣言

(電子投票)

イ 記録媒体の内容器(原本・複写)の封印の確認

(紙の投票)

ウ 投票箱及びび「かぎの封筒」の確認

エ 投票箱の中に投票が残っていないかの確認(法66②)

オ 仮投票等(仮投票、不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票)の受理・不受理の決定(法66①、令71)

カ 各投票の点検

(共通)

キ 投票の効力の決定(法67)

ク 候補者の得票数の明説(令73)

ケ 開票録の署名(法70)

② 補助執行させる事項

ア 開票所の設備(法63)

(電子投票)

イ 記録媒体の送致箱等の受領と保管

ウ 記録媒体の内容器(原本・複写)の数の確認

エ 電子計算機による集計

オ 集計済みの記録媒体(原本)と未開封の記録媒体(複写)の梱包・封印

(紙の投票)

カ 投票箱等の受領と保管(法55)

キ 投票箱の開箱、投票の混同・点検(法66②)

ク 点検済の投票(有効・無効)の梱包・封印(令76)

(共通)

ケ 開票結果(中間)報告(法66③)

コ 開票録の作成(法70)

サ 開票所の取締(法74)

③ 秩序保持(法74)

開票所の秩序保持の権限と責任は開票管理者にあるが、開票立会人、事務従事者全員の協力によって、開票の迅速な進行に支障をきたさないようにする。

④ 開票立会人への協力要請

あらかじめ開票立会人に対し、開票事務の流れ・処理方法等の説明を行い、開票の公正円滑な進行についての積極的な協力を要請する。

2 開票立会人

(1) 開票立会人(法62)

開票立会人は、候補者の利益代表としての性格と開票の公正な執行に立ち会うという公益代表としての職責を合わせ持つものです。

(2) 開票立会人の主な仕事

① 記録媒体の内容器(原本・複写)の封印を確認する。

② 送られてきた投票箱や「かぎ」に異状がないかを点検する。

③ 投票箱を開けるときに立ち会い、投票箱に投票が残っていないことを確認する。(法66②)

④ 仮投票や投票管理者のもとで不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票の受理・不受理を決定するときに意見を述べる。(法66①)

(※ 開票管理者が意見を聴いて決定)

⑤ 投票の効力について意見を述べる。(法67)

(※ 開票管理者が意見を聴いて決定)

⑥ 開票録に署名する。(法70)

⑦ 点検済の投票(有効・無効)や記録媒体を梱包したとき開票管理者とともに封印する。(令76①)

3 開票事務従事者等

(1) 総括指揮者
 総括指揮者は、開票管理者を補佐し、事務従事者を指揮監督して開票事務の進行を図ります。このため、開票管理者が自ら行う事項及び事務従事者が補助執行する事項のすべてについてその取り扱いを熟知し、開票管理者に適切な助言をするとともに、事務従事者を指揮監督して開票の迅速かつ適正な管理執行を行います。

(2) 進行指揮者
 進行指揮者は、総括指揮者を補佐し、担当の事務従事者を指揮監督して、事務の進行を図ります。このため、担当する事務だけではなく、総括指揮者が行う事項のすべてについてその取り扱いを熟知し、総括指揮者に進行状況を順次報告するとともに、事務従事者を指揮監督して開票の迅速かつ適正な管理執行を行います。

指揮者の担当事務(例)

職名	担当事務
総括指揮者	全体指揮
進行指揮A	開披・分類、点検運搬A、審査
進行指揮B	第一精査、第二精査、点検運搬B
進行指揮C	第一計数、第二計数、点検結束
進行指揮D	集計装置による集計・出力
進行指揮E	得票計算、点検運搬C、速報

※ 担当事務の内訳は、区運営により異なります。

(3) 班長
 班長は、進行指揮者を補佐し、担当の事務従事者を指揮監督して、事務の進行を行います。このため、担当する事務を熟知し、進行指揮者に進行状況等を順次報告するとともに、事務従事者を指揮監督して開票の迅速かつ適正な進行を行います。

(4) 事務従事者
 事務従事者は、担当する事務を熟知し、進行指揮者及び班長の指示によって迅速に事務処理を行います。

(5) 事務従事者に対する一般的注意事項(従事者全員)

- ① 集合時間を厳守する。
 ア 開票開始は、選挙期日の午後9時20分からです。従事者は全員、午後8時45分までに集合してください。
 (集合時間について区選挙管理委員会から別に指示があった場合には、その指示に従ってください。)
- イ 庶務係から所要の物品を受領し、開票開始の時刻までに完全に準備を終え所定の時場についておきます。
 ウ 引継物・送致物の受付事務の従事者は午後7時までに集合してください。(第3(投票所物品の受付要領等)参照)
- ② 開票事務に必要な物品(投票用紙に色をつけたり、汚損させたり、汚損させるような物品等)は所持しない。
- ③ 事務従事者であることを明らかにするため、区選挙管理委員会の交付する記章(又は腕章)をつける。
- ④ 筆記用具、用紙等を持ち込まない。
 開票に必要な筆記用具・用紙類は、庶務係が必要な係へ必要だけ交付するので、これ以外は所持しない。
 (これは、開票立会人や参観人等に、事務従事者が投票に加筆したという疑念や誤解をおこさないためです。)
- ⑤ 勝手に持場を離れない。
 やむを得ない理由で持場を離れる場合は、必ず班長の許可を得て持場を離れるようにします。
- ⑥ 投票は、必ず「カゴ」などに入れて持ち運ぶ。
- ⑦ 投票を持ったまま開披・分類台を離れたり、ポケットに手を入れたりすることは絶対にしない。
- ⑧ 投票は紛失、破損しないように取り扱う。
 反古紙であっても、決して破ったり捨てたりしない。
- ⑨ 係員は、よくわからないことなどがあつた場合、班長に連絡し、その指示を受ける。
- ⑩ 選挙(特に開票)に関するうわさ話、意見、批判等はしない。

第2 開票前に行う仕事 (区選管、庶務係)

- 1 開票所の設置
開票所の設置は業者委託により行い、開票当日の午後4時30分までには完了しておきます。(区選挙管理委員会が設置業者を指示する。)
- 2 開票所門標の掲示
開票所の門標は、庶務係が当日午後9時までに開票所入口の見えやすい場所に掲げ、開票終了とともに取り外します。

3 開票所内の表示等

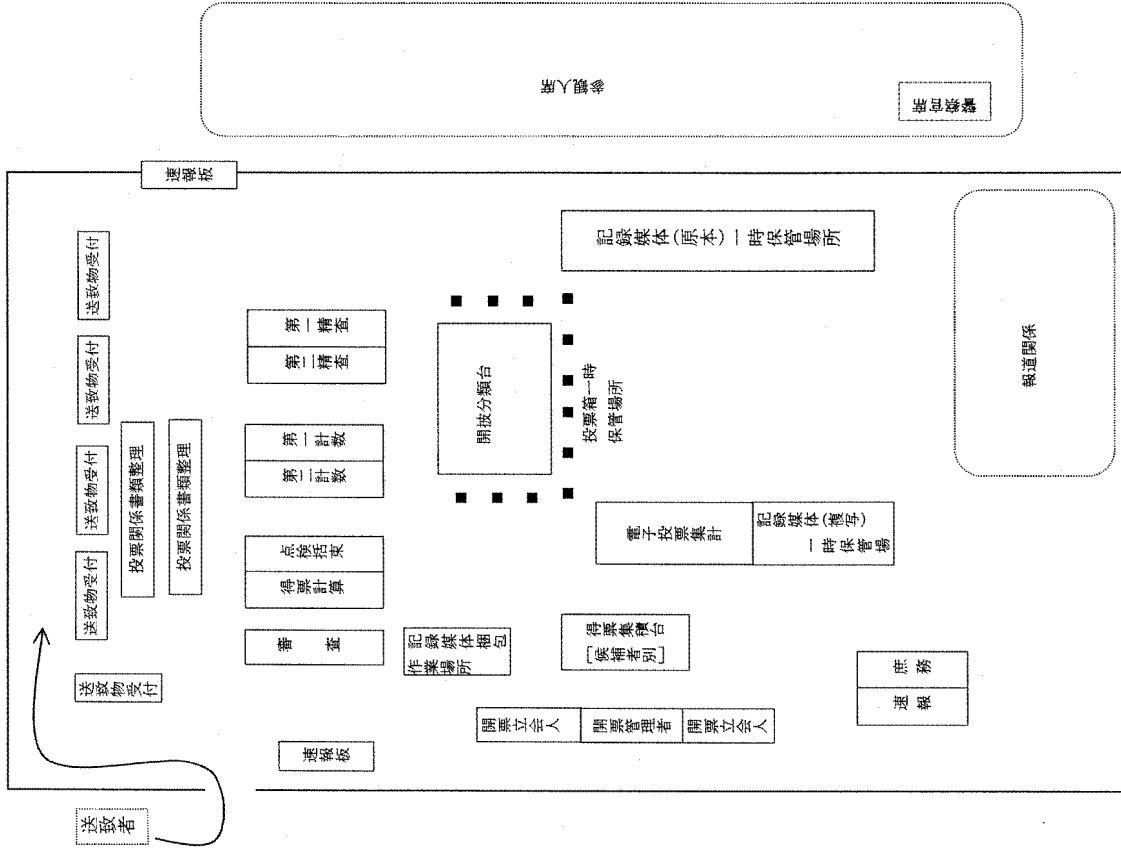
次の表札等を掲示します。

① 開票管理者	⑨ 得票計算係
② 開票立会人	⑩ 審査係
③ 庶務係	⑪ 速報係
④ 受付係	⑫ 集計装置
⑤ 開放・分類係	⑬ 候補者氏名(得票集積台に表示)
⑥ 第一精査係、第二精査係	⑭ 開票の参観にあたっての注意
⑦ 第一計数係、第二計数係	
⑧ 点検括束係	

4 開票所の配置 (設置上の注意事項)

- ① 開票管理者、開票立会人席から開票事務が十分見えるようにする。
- ② 開票の公正確保について配慮する。
- ③ 開票事務が迅速かつ正確に行えるよう配慮する。
- ④ 速報板は、参観人席から見えやすい位置にする。
- ⑤ 不測の停電等に備えて、発電機、懐中電灯等を用意する。
- ⑥ 火災予防については十分注意し、消火器等の保管場所を確認しておく。

5 開票所配置図
開票所は、次の開票所配置図(例)に準じて設置します。



3 受付要領(受付事務従事者)

- (1) 送致物
 - ① 送致物を送致書により点検し、受領確認欄にチェックする。
 - ② 投票録と投票進度表の審査には、特に注意をし、投票所の数に応じた受付のための「投票録点検・集計係」をおき、投票管理者等を長時間待たせることのないよう配慮しておきます。(詳細は、後述の「4」～「7」を参照)
 - ③ 受領完了後、庶務係に引き継ぎます。
- (2) 引継物
 - ① 引継物を引継書により点検し、受領確認欄にチェックする。
 - ② 確認後、引継物をトランクへ搬入する。

4 記録媒体送致箱と「かざ」の受付

- (1) 「かざ」の封筒(原本・複写)の確認
 - ① 「かざ」の封筒の封筒裏面の保管者氏名(原本…送致投票立会人、複写…投票管理者)、押印・投票区番号を確認する。
 - ② 封筒裏面の割印を確認する。
 - ③ 確認後、封筒を該当の記録媒体送致箱の下に置く。

(2) 記録媒体の送致箱(原本・複写)の確認

- ① 施錠を確認する。
 - ② 投票区番号を確認する。
- (3) 記録媒体の内容器の確認
- ① かざの封筒からかざを取り出す。
 - ② 送致箱を開錠して、紙の帯で封じられた内容器(透明のケース)を取り出す。
(以下、ケースの外から確認する。紙の帯の封印は開封しない。)
 - ③ 送致箱内に所定の枚数が入っているかを、区選管交付の記録媒体一覧表により確認する。
 - ④ 内容器の封印に異常がないかを確認する。
 - ⑤ 確認後は、該当の送致箱(原本・複写)に戻し、再度、施錠する。
 - ⑥ かざも、再度、封筒に入れて、ホチキスで止める。

(4) 記録媒体の送致箱とかざの保管

- 所定の保管場所に、整理して保管する。
- ※ 送致箱等に異状があった場合
- i 投票管理者にてん末書の作成を求める。
 - ii 投票管理者及び送致の投票立会人にてん末書への署名を求める。
- iii 直ちに区選挙管理委員会へ連絡する。

5 投票箱と「かざ」の受付

- (1) 投票箱
 - ① 施錠を確認する。
 - ② 投票区番号を確認する。
 - ③ 開披・分類台横の保管場所に、整理して保管する。

※ 同一地域の投票箱が、1か所に片寄らないようにするため、どの開披・分類台での投票区の投票箱を開披するかを、あらかじめ定めておきます。

※ 投票箱に異状(投票箱の破損、錠の損傷、施錠されていない等)があった場合

 - i 投票管理者にてん末書の作成を求める。
 - ii 投票管理者及び送致の投票立会人にてん末書への署名を求める。

iii 直ちに区選挙管理委員会へ連絡する。

(2) 「かざ」の封筒

- ① 「かざ」の封筒その一・その二の封筒裏面の保管者氏名(その一…投票管理者、その二…送致投票立会人)、押印・投票区番号を確認する。
- ② 封筒裏面の割印を確認する。
- ③ 確認後、封筒を当該投票箱の上に置く。

6 市選管への報告

全ての投票所の記録媒体送致箱と投票箱を受領したときは、直ちに受付事務終了の時刻及び異状の有無を区選管を通じて市選管へ報告します。

7 投票録、関係書類の確認

- (1) 投票録及び投票進度表を受領して、記載事項及び押印等を確認します。
- (2) 投票進度表の「点字・仮投票者数」欄の投票用紙残数と実際の残数とが一致するかを確認します。(投票所で投票用紙を使用するとは稀です。)

(3) 投票用紙使用枚数と投票進度表の点字・仮投票者数との整合を確認します。(「第4 投票録等の関係書類の照合」参照)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{投票所での投票用紙交付数} \\ \hline \text{(点字・仮投票者数)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{区選管からの投票用紙} \\ \hline \text{受領数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{投票用紙残数} \\ \hline \end{array}$$

- ※1 投票用紙は、記号式投票及び点字投票のそれぞれで算出します。
- 2 投票用紙残数には書損、汚損、破損、印刷漏れを含みます。

(4) 不在者投票を除く投票所における投票者数は、電子投票による投票者数と点字投票・仮投票者数(紙の投票)の合計により算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{投票所における} \\ \text{投票者数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{電子投票による} \\ \text{投票者数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{点字投票・仮投票者数} \\ \text{(紙の投票)} \\ \hline \end{array}$$

(5) 投票録の投票者総数は、投票所における投票者数に不在者投票者数を加えたものです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全体の投票者総数} \\ \text{(投票録の投票者総数)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{投票所における} \\ \text{投票者数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{不在者投票者数} \\ \hline \end{array}$$

(6) 投票録の添付書類を確認します。

- ① 電子投票機を用いた代理投票及び操作補助の補助者承諾書
- ② 電子投票機を用いた代理投票処理調査(代理投票をした場合のみ。割印も必要)
- ③ 電子投票機の操作についての補助に関する処理調査(操作補助をした場合のみ。割印も必要)
- ④ 宣言書(令40②)(本人が確認できない場合のみ。実印はない。)
- ⑤ 投票立会人引継書(投票立会人を交替した投票所のみ)
- ⑥ 不在者投票所における点字投票者数及び代理投票者数について(区選管からの投票管理者への通知文)

(7) 投票所閉鎖後に投票所に送致された不在者投票には、不在者投票用封筒の裏面に「受領年月日及び時刻」が記載されているのでこれを確認し、開封せず別の封筒に入れ、表面に「平成15年2月2日執行広島市長選挙における公職選挙法施行令第65条の不在者投票」と記載し、開票管理

者の封印を受けます。

8 投票結果の確定数報告(速報係)

投票録等の集計後、直ちに投票結果速報用紙により市選挙管理委員会へ報告します。(「第4 投票録等の関係書類の照合」参照)

第4 投票録等の関係書類の照合

1 投票進度表・投票録・投票用紙使用枚数調

投票進度表、投票録、投票用紙使用枚数調により、「投票所における投票者数」、「不在者投票者数」、「投票者総数」を確認する。

(〇〇選挙) 投票用紙使用枚数調

投票区数	区選管から受領した区選管票	投票所から受領した区選管票	投票所における交け残票
〇〇	10	10	8
			9
			2
			1

あらかじめ区選管記入

投票進度表

〇〇選挙	8時現在		19時現在		20時現在		投票区	
	区	票数	区	票数	区	票数	電子投票	不在者投票
男	時間内	80	193	2	51			
	累計	1250	1443	1445	1496			
女	時間内	180	190	1	59			
	累計	1750	1940	1941	2000			
計	時間内	260	383	3	110			
	累計	3000	3383	3386	3496			

(電子投票による投票者数) B (投票所における投票者数)

区	分	男	女	計
投票カードの総数(有効票用紙)	7	1444	1940	3384
受領済の票数	1	0	0	0
未交付の票数	0	0	0	0
電子投票による投票者数	7	1443	1340	3883

(電子投票・区投票者数)

区	分	男	女	計
電子投票	1	1	2	3
区投票	1	0	1	1
電子投票・区投票者数	2	1	3	4

投票用紙の枚数

区	分	計
投票用紙	1	2
用紙の枚数	10	8
計	12	10

※ 速報速達票の投票用紙は、書換用封筒に入れて、一緒に提出してください。

投票総数

1-4 (略)	5 投票の状況
選挙人名簿登録者数	選挙人名簿登録者数
男 2016	投票者総数 A = B + C 1496
女 2815	2800
計 4831	4801

投票者総数 A = B + C

投票者総数	投票者総数
男 1445	1
女 1941	59
計 3386	1

投票者総数 B (投票所における投票者数)

投票者総数	投票者総数
男 51	1
女 59	1
計 110	1

投票者総数 C (不在者投票者数)

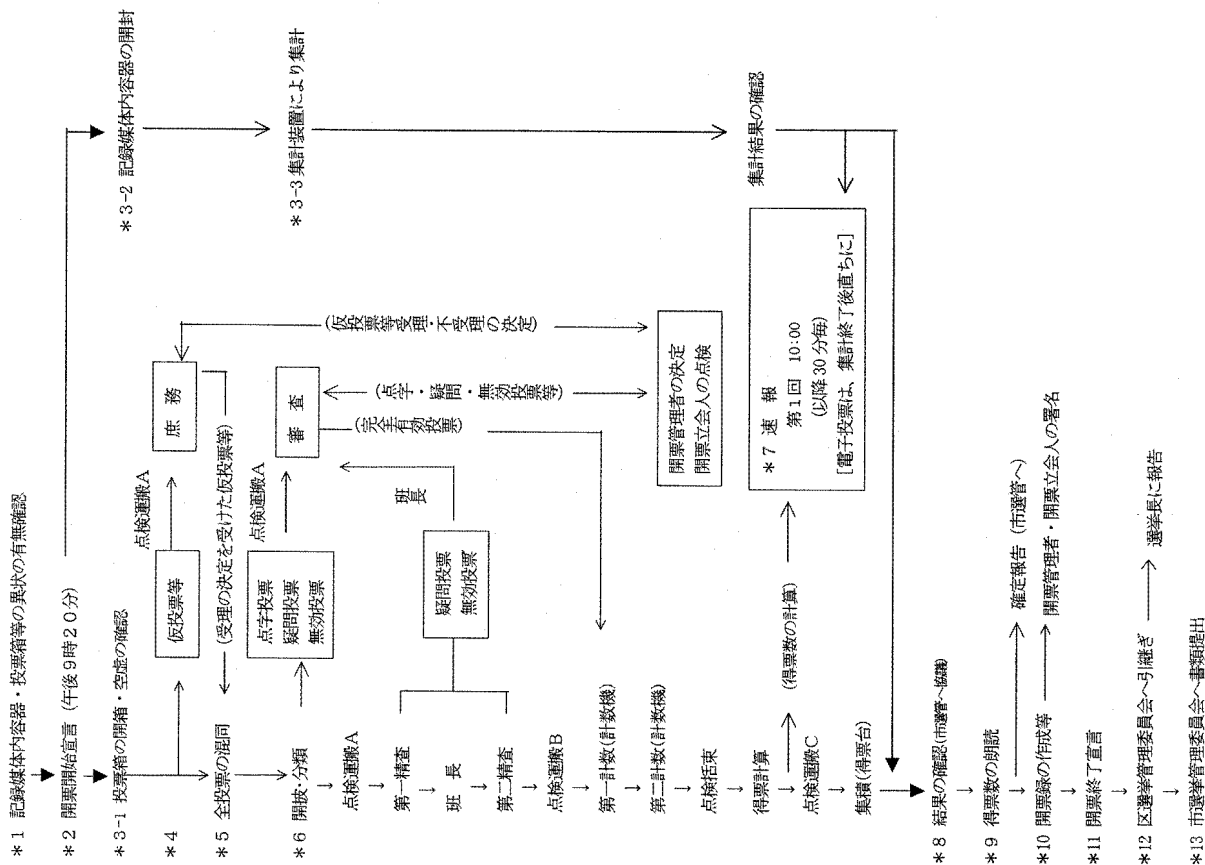
投票者総数 A = B + C = 1496

第6 開票開始前

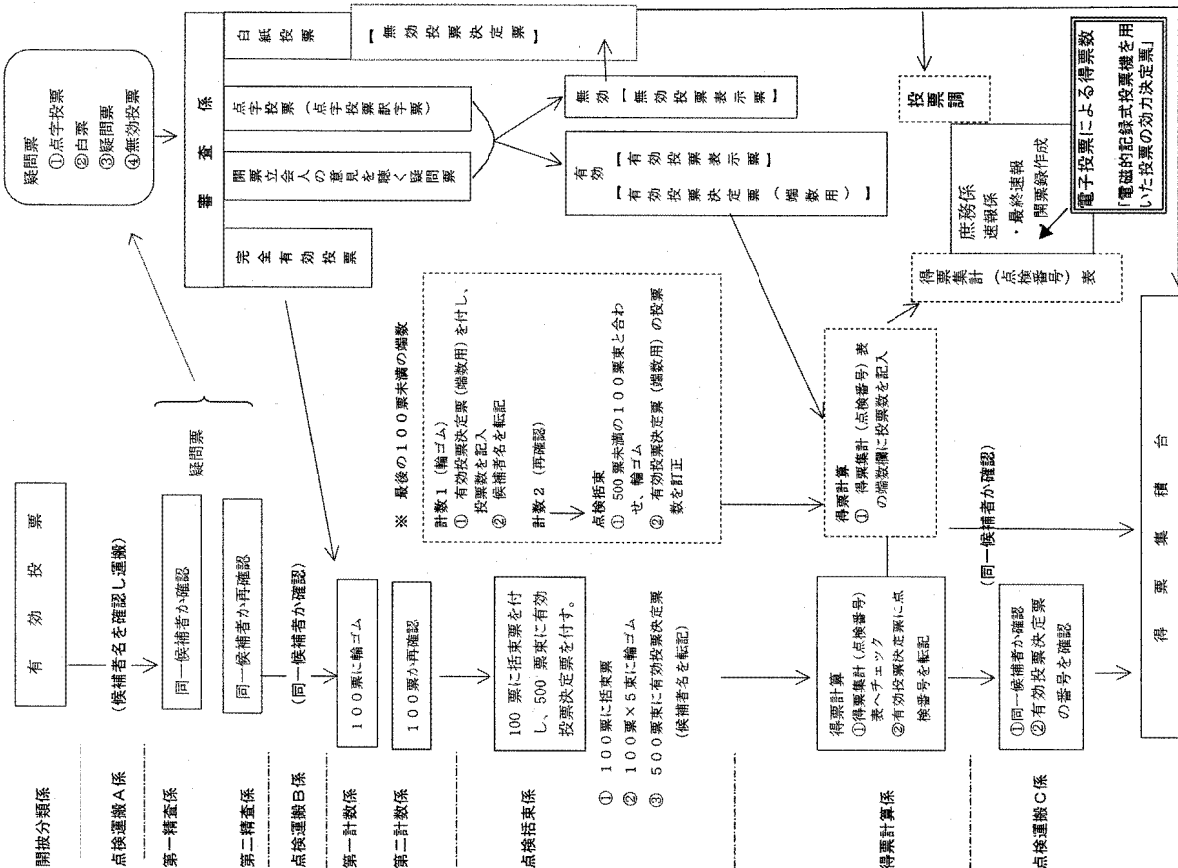
- 1 事務従事者の集合(従事者全員)
事務従事者は、当日午後8時45分までに開票所へ集合し、各班長から開票事務について説明を受け、午後9時10分には所定の持場につき開票開始を待ちます。(集合時間について区選挙管理委員会から別に指示があった場合には、その指示に従ってください。)
- 2 開票立会人の参会(開票管理者)
開票管理者は、開票立会人が午後8時50分までに参会するので、9時00分から開票事務の流れ・処理方法等の説明を行い、開票が円滑に進行するよう要請します。
- 3 庶務係の事務(庶務係)
 (1) 投票箱、関係書類、受領物品の点検(運搬係、審査係ともに行います。)
 (2) 開票所入口に門標を掲示(午後9時までに行います。)
 (3) 時計の規正(時間の確認)
 (4) 事務従事者の出勤状況の把握、記章(又は腕章)の交付
 (5) 開票立会人に関しては、次のことを行います。
 ① 開票立会人が参会したときは、開票立会人決定通知書又は開票立会人選任書を受け取り、リポンを渡し、席に案内する。(印鑑の押参も確認する)
 ② 開票立会人が開票開始前又は開始後において3人に達しないときは、補充選任をする。
 (6) 開票開始前には、開票管理者、開票立会人に「電磁的記録媒体内容器(原本・複写)」、「かぎの封筒」、「投票箱」の異状の有無を確認してもらいます。([第5 記録媒体・投票箱等の取扱い]を参照)
- 4 入場案内係の事務(受付・取係)
入場案内係は、参観人に「開票の参観にあたっての注意」を遵守させ、開票所の秩序保持に努めます。(受付欄により参観人を把握します。)

第7 開票事務

流れ図 1



流れ図 2



《流れ図の*1から*6までの内容は、次のとおりです。》

- * 1 記録媒体内容器・投票箱等の異状の有無確認（庶務係）
開票管理者、開票立会人に「記録媒体内容器」・「投票箱」・「かぎの封筒」の異状の有無を確認してもらいます。
- * 2 開票開始宣言（開票管理者）
開票は午後9時20分（拍子木等により合図）の開票管理者による「開票開始宣言」により一斉に開始します。
開票開始宣言
「ただいまから、広島市安芸区開票区における広島市長選挙の開票を開始いたします。」
「まず、記録媒体、投票箱について、封印・施錠の再確認をします。その後、電子投票による投票は、記録媒体を集計装置により集計します。紙による投票は、各投票箱の投票を混同して分類し、さらにこれを精査して、得票計算を行います。」
「それでは、始めてください。」
- (1) 開票管理者と立会人に、記録媒体内容器（原本・複写）の封印の再確認を求めます。
(2) 開票管理者と立会人に、投票箱のかぎの封筒の封印、投票箱の施錠の再確認を求めます。
- * 3-1 記録媒体内容器の開封と空虚の確認（開投・分類係）
(1) 原本のみ内容器を従事者が開封し、高く掲げ内容器内に媒体のないことを開票管理者・立会人に示します。
(2) 記録媒体をトレイに入れ、集計装置の前に置きます。
(3) 複写の内容器は、送致箱に戻して施錠し、所定の場所に保管します。
(4) 記録媒体は、破損しないように注意して取り扱います。
- * 3-2 投票箱の開箱と空虚の確認（開投・分類係）
(1) 投票箱の「かぎの封筒」から「かぎ」を取り出し、投票箱を開けよう。
(2) 投票箱を開いて全部の投票を、あらかじめ定められた開投・分類台の上に取り出し、投票箱ごとにならぬように注意して取り扱います。
(3) 投票箱を開くときは一斉に開き、投票箱から投票を取り出す際、投票を破損しないように注意して取り扱います。
(4) 空になった投票箱は、一定の場所へ整理しておきます。また、投票箱は丁寧に扱い、無理にゆげたりしないようにします。
- * 3-3 集計装置による集計（電子投票集計係）
(1) 記録媒体（原本）をパソコンにより集計します。
(2) 投票結果の確定数（投票結果速報用紙）の電子投票分とパソコンの出力帳票の数値を照合し、一致を確認します。
(3) 一致を確認したら、「電磁的記録式投票機を用いた投票の効力決定票」（様式No. 11）に転記します。

- (4) 開票管理者は、開票立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定します。
- ※① 記録媒体に記録された個々の投票の効力の決定を行うものではありません。
 ② 被選挙権を失った候補者等があった場合に、当該候補者に対する投票を一括して無効とするという意味での効力の決定を行うということです。
- (5) 投票の効力決定後は、第7の「*7 速報」により速報します。
- (6) 万が一、記録媒体(原本)で集計できない場合は、「投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書」(様式No.12)を作成し、記録媒体(複写)を用いて集計します。

【*4~*6は紙の投票】

*4 仮投票等の調査(庶務係)

- 点検運搬A係が封筒に入った仮投票等を庶務係へ回付します。
- 仮投票等の受理・不受理の決定は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて決定します。
- 受理の決定を受けた仮投票等は、他の投票と混同して開票を行います。
- 不受理の決定を受けた仮投票等は、他の封筒に入れて封をし、封筒の表面に「平成15年2月2日執行広島市長選挙における公職選挙法第66条第1項の仮投票」又は「平成15年2月2日執行広島市長選挙における公職選挙法第71条の不在者投票」と記載し開票管理者の封印を受けます。

*5 全投票の混同(従事者全員)

- 全ての投票を混同した後、事務従事者全員(庶務係、審査係、得票計算係、受付係を除く)により開披・分類作業(*6の(1)参照)を開始します。
- 開披・分類台での作業は、一時に多数の事務従事者が取り回して行うので、決して雑談したり、みだりにポケットに手を入れるなど、疑惑を招くことのないようにします。

*6 開披・分類から得票台への集計までの流れ

- 開披・分類係
 - 開披を始め前に、開披・分類台に取り出した投票のうち、封筒に入っているもの(仮投票、不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票の3種類)を選び出します。(点検運搬A係が庶務係へ回付)
 - 開披にあたっては、点字投票を早めに運び出します。(点検運搬A係が審査係に回付)
 - 開披した投票を該当のカゴに入れます。
 - 有効投票は記号式と自書式に分けて候補者ごとに分類します。その際、カゴが記号式と自書式に分けてあれば、該当のカゴに入れます。(点検運搬A係が第一精査係へ回付)
 - 無効その他疑問と思われる投票は「疑問票カゴ」に入れます。(点検運搬A係が審査係へ回付)

(2) 点検運搬A係

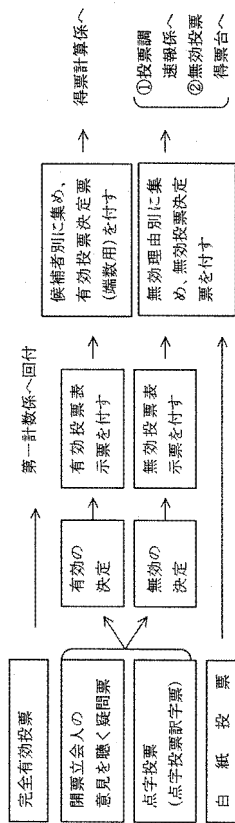
投票の種類	点検事項	運搬先
① 仮投票、不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票	→ 封筒か	→ 庶務係
② 点字投票	→ 点字投票か	→ 審査係
③ 有効投票	→ 同一の候補者か	→ 第一精査係
④ 疑問票	→ 疑問票か	→ 審査係

(3) 審査係

(記号式投票と自書式投票を分けて審査します。)
 疑問票の有効・無効の区分にあたるとともに、開票管理者及び開票立会人へ回付する投票の点検が迅速に終わるよう努めます。

また、庶務係と一体となり事務が正確・迅速に進行するよう努めます。

※主な流れ



- 疑問票の有効・無効の判定は、特に開票立会人等から疑念を持たれないよう慎重に処理します。
- 完全有効投票を除いたすべての疑問票は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて有効・無効を決定するものです。
- 開披・分類係(あるいは第一・第二精査係)から回付された疑問票で、容易に有効と判断できる投票(完全有効投票)は、第一計数係へ回付します。
- 白紙投票には、無効投票決定票(様式No.3-1、3-2)を付します。明らかに無効と認められる投票であっても、無効として扱う旨の説明を、開票管理者及び開票立会人に事前に行います。100票未満の場合は、無効投票決定票の100の数字を無効投票数に訂正します。
- 開票管理者が開票立会人の意見を聴いて有効又は無効と決定した投票には、それぞれの投票に有効投票表示票(様式No.4)又は無効投票表示票(様式No.5-1、5-2)を付します。
- 開票管理者から有効と決定され有効投票表示票を付した投票は、さらに候補者別に集め、その上に端数用の有効投票決定票(様式No.2-2(1)、(2))を付し、投票数を記入するとともに候補者氏名を転記し、最後に得票計算係へ回付します。

- 開票管理者から無効と決定され無効投票表示票を付した投票は、さらに無効理由別に集め、その上に無効投票決定票(様式No.3-1、3-2)を付します。100票未満の場合は、無効投票決定票の100の数字を無効投票数に訂正します。
- 点字投票は、点字投票票に誤字してしまい、点字投票票(様式No.6)に内容を記入し、開票管理者及び開票立会人の点検を受けます。
 - 有効の場合には、上記「⑥」と同様に有効投票表示票を付し、さらに候補者別に集め、その上に端数用の有効投票決定票を付して、得票計算係に回付します。
 - 無効の場合には、上記「⑦」と同様に無効投票表示票を付し、さらに無効理由別に集め、その上に無効投票決定票を付します。

- ⑨ 無効投票数は、最後に投票調(様式№8-1、8-2)に記載します。投票調は速報係に引き継ぎ、無効投票は得票集積台の所定の位置に置きます。なお、投票調中「投票と認め難いもの」については、備考欄にその内容を記入します。
- ⑩ 「あん分すべき投票」は、「あん分投票確認票」の票数をともに、「あん分計算書」により各候補者毎の得票数を計算します。
(あん分の必要な場合には、区選管から別に指示があります。)
- (4) 第一精査係
(記号式投票と自書式投票を分けて精査します。)
- ① 点検運搬A係が開投・分類係から回付した同一候補者の投票を、同一候補者のものであるか十分確認します。(混入票がないか)
- ② 記号式と自書式が混入している場合は、それぞれの「カゴ」に入れ、分けて精査します。
- ③ 他の候補者の投票があれば該当候補者のカゴに入れ、疑問・無効投票があれば「疑問票カゴ」に入れます。
- ④ 班長は、疑問・無効投票を審査係へ、有効な同一候補者の投票を第二精査係へ回付します。
- (5) 第二精査係
(記号式投票と自書式投票を分けて精査します。)
- ① 第一精査係から回付された候補者別の投票の内容点検を、再度慎重に行います。(混入票がないか)
- ② 記号式と自書式が混入している場合は、それぞれの「カゴ」に入れ、分けて精査します。
- ③ 他の候補者の投票があれば該当候補者のカゴに入れ、疑問・無効投票があれば「疑問票カゴ」に入れます。
- ④ 班長は、疑問・無効投票を審査係へ回付します。
- (6) 点検運搬B係
同一候補者の投票であるか確認し、第二精査係から第一計数係へ回付します。
- (7) 第一計数係
① 点検運搬B係が第二精査係から回付した同一候補者の投票を、計数機により100票単位に計数を行います。
- ② 100票単位に計数された有効投票は輪ゴムで止め、第二計数係へ回付します。
- ③ 100票未満の端数は、候補者別の「カゴ」に入れます。
- ④ 最後まで残った100票未満の端数は、計数機により枚数を確認し、端数用の有効投票決定票(様式№2-2(1)、(2))を付し、投票数を記入するとともに候補者氏名を転記し、第二計数係へ回付します。
- (8) 第二計数係
① 第一計数係から回付された同一候補者の投票を、計数機により100票単位にその数を再度確認します。
- ② 100票でない(端数用の有効投票決定票の付してある100票未満の端数を除く)は、第一計数係に差し戻します。
- ③ 端数用の有効投票決定票の付された投票は、記入された投票数、候補者名が正しいか再度確認します。
- ④ 班長は、点検括束係へ回付します。
- (9) 点検括束係
(記号式投票と自書式投票を分けて括束します。)
- ① 第二計数係から回付された100票束が、同一候補者のものであることを、おおまかに確認し、これに100票の括束票(様式№1-1、1-2)を付します。
(記号式投票用の括束票には、候補者氏名を記載します。)
- ② さらに、他の一人がこれを5束にし、その上に500票の有効投票決定票(様式№2-1(1)、(2))を付して輪ゴムで止め、投票に記載されている候補者氏名を転記し、得票計算係へ回付します。
- ③ 第二計数係から最後に100票未満の端数束が回付される(端数用の有効投票決定票が既に入っている)ので、これに500票束にならなかつた100票束を加え、端数用の有効投票決定票(様式№2-2(1)、(2))の投票数を訂正します。
- ④ この端数束は、その旨を確表に伝えて最後に得票計算係へ回付します。
- (10) 得票計算係
(記号式投票と自書式投票はそれぞれの欄に記載し、得票計算します。)
- ① 開投分類開始から得票計算を開始するまでの間は、全体の票の状況(各候補者の得票量)を把握するように努めます。(得票の速報の逆転を避けるため)
- ② 完全有効投票500票が回付されたら、候補者別の得票集計(点検番号)表(様式№7)の点検番号欄にチェックするとともに、有効投票決定票の点検番号欄に点検番号を転記します。
- ③ このとき、100票束が5束あるか確認します。
- ④ 端数束は点検括束係と審査係から端数用の有効投票決定票を付して最後に回付されます。投票数を得票集計(点検番号)表の端数欄に記入します。
※ 複数の端数束が回付されるので、端数が最終的に何票になったかがよくわかるようにしておいてください。
- ⑤ 得票数の記入が終了したときは、集計します。
- ⑥ 得票計算は、2人でそれぞれ別々に計算します。
- ⑦ 集計が終了したときは、2人の計算が一致しているかを確かめた後、速報係に引き継ぎます。
- ⑧ 中間速報の時刻前には、各候補者の得票数を速報係に知らせます。
(外部への公表は速報係が行います。)
- (11) 点検運搬C係
① 得票計算係で集計済みの有効投票を、同一候補者のものであること、有効投票決定票に点検番号が記入済みであることを確認し、得票集積台の所定の位置に置きます。
- ② 端数束は、得票計算係に確認のうえ最後に運搬します。

* 7 速報

(1) 中間速報

① 電子投票

集計装置による集計が終了したら、「開票中間(電子投票)速報」用紙で市選挙管理委員会へ速報します。(第7の「*3-3 集計装置による集計」参照)

② 紙の投票

速報現在時刻ごとに得票計算係の集計した候補者の得票数に電子投票分の得票数を加えたものを、指定された時刻に市選挙管理委員会へ「開票中間速報」用紙で速報します。

このとき、各候補者の得票数が前回速報の得票数より増えているか確認します。(同様の場合もある)

速報開始時に得票数がでていないときも、「得票数0」として速報します。

速報した後、定時になれば場内の速報板に記入します。

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票数の内訳	得票数	得票率
		電子投票中の得票数			紙投票中の得票数		
		無効票			無効票		
		有効票			有効票		
		計			計		

電報用紙の記載内容と一致しているか確認してください。

選挙区名

得票数

得票率

有効票

無効票

得票数の内訳

電子投票中の得票数

紙投票中の得票数

無効票

有効票

計

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票数の内訳	得票数	得票率
		電子投票中の得票数			紙投票中の得票数		
		無効票			無効票		
		有効票			有効票		
		計			計		

電報用紙の記載内容と一致しているか確認してください。

選挙区名

得票数

得票率

有効票

無効票

得票数の内訳

電子投票中の得票数

紙投票中の得票数

無効票

有効票

計

(2) 確定(最終)速報

① 「第8 開票の終了」の*8 [結果の確認]・*9 [得票数の朗読]の終了後、「開票結果速報」用紙に確定時刻も記入して、直ちに市選挙管理委員会へ速報します。

② 報告した後、場内の速報板に記入します。

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票数の内訳	得票数	得票率
		電子投票中の得票数			紙投票中の得票数		
		無効票			無効票		
		有効票			有効票		
		計			計		

電報用紙の記載内容と一致しているか確認してください。

選挙区名

得票数

得票率

有効票

無効票

得票数の内訳

電子投票中の得票数

紙投票中の得票数

無効票

有効票

計

第8 開票の終了 (開票事務の流れ図の*8から*11まで)

* 8 結果の確認(庶務係、速報係)

(1) 確認用に次の確認票を用意します。

① 得票集計(点検番号)表
② 投票調(記号式・自書式)
③ 投票結果調
④ 開票中間速報用紙
⑤ 開票結果速報用紙
⑥ 集計装置の出力帳票

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率
		電子投票中の得票数		
		無効票		
		有効票		
		計		

(2) チェック項目とその方法は次のとおりです。

① 有効投票数の確認
「得票集計(点検番号)表」の総計欄を合計した得票数と集計装置の出力帳票の「投票した者」は、それぞれ「開票結果速報」用紙の有効投票数と一致しているか。

② 無効投票数の確認
「投票調(記号式・自書式)」の無効票の合計数と、「開票結果速報」用紙の紙による投票の無効投票数が一致しているか。

③ 投票総数の確認
「投票調(記号式・自書式)」の総投票数は、「開票結果速報」用紙の紙による投票の投票総数と一致しているか。

④ 投票者総数の確認
「投票結果調」の投票者総数は、「開票結果速報」用紙の投票者総数と一致しているか。

⑤ 得票内容の再確認
ア 各候補者の「得票集計(点検番号)表」の総計の数値と集計装置の出力帳票の得票数は、それぞれ「開票結果速報」用紙の当該候補者の得票数と一致しているか。
イ 各候補者の得票数は中間速報の得票数より増えているか。
ウ 「開票中間速報」用紙と「開票結果速報」用紙の得票数を比較する。

(3) 投票の確認を完了した後、市選挙管理委員会へ開票結果速報用紙により連絡・協議し、確認を受けます。

* 9 得票数の朗読(開票管理者)

投票の点検と結果の確認が終わったら、開票管理者は、必ず各候補者の得票数を朗読(別紙2参照)して開票結果を公表します。

*10 開票録等関係書類の作成（庶務係）

- (1) 作成する書類
 - ① 投票調（様式№8-1、8-2。審査係で作成）
 - ② 開票録（様式№9）
 - ③ 選挙結果報告書（開票に関する部分を記載）
 - ④ 投票結果調（投票録受付時に作成済）
- (2) 開票録の作成
 - ① 開票録は3部作成し、開票管理者及び開票立会人が記載内容を確認し署名をします。
 - ② その作成は得票数の朗読が終了してから行うのですが、得票数の朗読等が終了していても記載できる事項については、あらかじめ記入しておいても差し支えありません。
 - ③ ただし、開票管理者及び開票立会人の署名は、得票数の朗読等終了後、すべての記載が完了した後にを行います。

(3) 開票録記入上の注意事項

- ① 「2 開票立会人」の「(1) 届出による者」の党派欄は、当該開票立会人を届け出た候補者の党派名を記入します。
区選挙管理委員会又は開票管理者が選任した場合は、開票立会人本人の所属党派を記入します。

- ② 「5 開票の結果」の「(1) 投票の内訳」欄の投票総数とは、開票所において確認済の有効投票と無効投票の合計数のことです。

無効投票率は無効投票数を上記の投票総数で除した数を％（％）で記入します。小数点以下第2位までとし、第3位を四捨五入します。

- ③ 「(2) 有効投票の内訳」欄の「不在者投票及び点字投票」欄の「法第68条の2第1項以外の投票」とは、あん分投票以外の自書式及び点字の有効投票のことです。

- ④ 「投票総数」と「電磁的記録式投票機」欄の操作を途中で終了した者の数の合計が、投票者総数と一致しない場合は、枠外に「不受理○票」又は「持ち帰りと思われる票○票」等と記載します。

- ⑤ 「(5) 各候補者の得票数」欄の候補者の氏名

ア 候補者氏名は立候補届出順に記載します。

イ このときの候補者氏名は、通称が認定されているときは、通称で記載します。

- ⑥ 署名は、開票管理者と開票立会人全員で行います。

- ⑦ 開票録は、袋とじとし、そのとじ目に開票管理者及び開票立会人全員の割印を押します。また、記載事項の訂正があると困るので、各ページの枠外にも全員の押印をします。

(4) 記録媒体の整理

- ① 集計済記録媒体（通常は原本）と未集計記録媒体（通常は複写）に区別します。
- ② 集計済記録媒体は、再度、内容器に入れ、すべての内容器をさらに保存用の封筒等に入れて、表面に表示（様式№13）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。
- ③ 未集計記録媒体は、送致箱から出して、封印したままの内容器を、保存用の封筒等に入れて、表面に表示（様式№13）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。

(5) 確認済投票等の整理

- ① 有効投票、無効投票に区別します。
- ② 有効投票は候補者別に梱包し、表面に表示（様式№10）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。
- ③ 無効投票は、理由別に輪ゴムかゼムクリップでとじ、一括梱包して、表面に表示（様式№10）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。
- ④ 不受理の決定のあった投票についても一括梱包し、同様に開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。

*11 開票終了宣言（開票管理者）

開票終了宣言

「これをもちまして、広島市〇〇区開票区における広島市長選挙の開票は、終了いたしました。」

別紙 1 開票管理者の事務従事職員に対する注意 (例)

第9 開票終了後の処理 (開票事務の流れ図の*12・*13)

- 1 区選挙管理委員会への書類の引継ぎ
投票録等の投票に関する書類、開票録等の開票に関する書類を、直ちに区選挙管理委員会に引き継ぎます。

※ 関係書類

① 開票録(副) (様式№9)	選挙長 (市選挙管理委員会) へ提出
② 選挙結果報告書	〃
③ 投票結果調 (コピー)	市選挙管理委員会へ提出
④ 投票調 (様式№8-1、8-2)	区選挙管理委員会で保管
⑤ 開票録 (正)	〃
⑥ 投票録	〃
⑦ 投票用紙の残	〃
⑧ 選挙人名簿抄本	〃
⑨ 各領収証書	〃
⑩ 梱包した記録媒体	〃
⑪ 梱包した投票	〃
⑫ 投票箱 (「かざ」も含む)	〃
⑬ 投票結果調	〃
⑭ その他	〃

- 2 器材の保管
集計装置等電子機器、投票箱、開票器材等は施設管理者と協議し、一定の場所に保管します。

- 3 開票所の掃除等
開票終了後、事務従事者は速やかに開票所の掃除、後片付けを行い、施設管理者に引き継ぎます。(タバコ等の火の始末には十分注意してください。)

広島市長選挙の開票が間もなく開始されます。
開票管理者として、特に次のことを要望しておきます。
今回の選挙は、任期満了に伴い執行されたものであり、有権者の厳しい注目のもとに行われました。

加えて、安芸区においては、政令指定都市で初めて電子投票により行われたことから、この開票は全国から注目されています。

開票事務に従事される皆さんは、緊張した気持ちで最後まで持続して、正確を期するよう努力していただきたいと思います。

お互いが担当する事務は、慎重に、厳格に取り扱い、いささかたりとも不信や疑惑を招くことのないよう、与えられた職務は、責任を持って遂行していただくことを要請しておきます。

ここで、開票立会人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、まことに御苦労様でございます。開票がまもなく開始されますが、この事務が完結しても関係書類の作成並びに署名が全部完了するまでは職務が終わらないので、途中で退席のないよう、よろしくお願い申し上げます。

また、点検済みの投票用紙は得票台に並べていきますので、随時ご覧いただきたく思いますのでよろしくお願いたします。

別紙2 開票結果朗読要領

ただいまから、広島市安芸区開票区における広島市長選挙の開票結果を申し上げます。

投票総数 ○○○○○ 票
 (このうち、電子投票
 ○○○○○ 票)
 有効投票 ○○○○○ 票
 (このうち、電子投票
 ○○○○○ 票)
 無効投票 ○○○○○ 票
 (このうち、電子投票
 ○○○○○ 票)

候補者の得票数(立候補届出順)

○○○○○ 票

○○○○○ 票

以上でございます。

参 考 (関係書類様式)

No. 1-1、2	有効投票100票括束票(記号式・自書式).....	31
No. 2-1	有効投票決定票(記号式・自書式).....	32
No. 2-2	端数用有効投票決定票(記号式・自書式).....	32
No. 3-1、2	無効投票決定票(記号式・自書式).....	33
No. 4	有効投票表示票.....	34
No. 5-1、2	無効投票表示票(記号式・自書式).....	34
No. 6	点字投票訳字票.....	35
No. 7	得票集計(点検番号)表.....	36
No. 8-1、2	投票簡(記号式・自書式).....	37
No. 9	開票録.....	38
No. 10	梱包表示(有効投票・無効投票).....	39
No. 11	電磁的記録式投票機を用いた投票の効力決定票.....	40
No. 12	投票を複写した電磁的記録媒体を使用して 開票を行う決定書.....	41
No. 13	記録媒体梱包表示.....	42

NO. 1-1-1-2 「有効投票100票括束票」

点検括束係で、第二計数係から回付された同一候補者（記号式・自書式別）の100票の有効投票束に、この括束票を付す。

1-1

広島市長選挙

有効投票 100 票括束票（記号式）

候補者氏名

1-2

広島市長選挙

有効投票 100 票括束票（自書式）

候補者氏名

NO. 2-1 「有効投票決定票」

- ① 点検括束係で括束票を付した投票を記号式・自書式別に5束にし、その上にこの「有効投票決定票」を付して輪ゴムで止め、候補者氏名を転記する。
- ② 点検括束係の担当者は押印し、得票計算係へ回付する。

(1)

有効投票決定票（記号式）

候補者氏名

開票	立	会	人	印
開票	管	理	者	印

点検括束係印

点検番号

決定投票数 500票

(2)

有効投票決定票（自書式）

候補者氏名

開票	立	会	人	印
開票	管	理	者	印

点検括束係印

点検番号

決定投票数 500票

NO. 2-2 「端数用の有効投票決定票」

- ① 審査係、第一計数係で使用する。
- ② 【審査係】
 - ア 有効投票表示票を付した投票（記号式・自書式別）を候補者別に集め、その上にこの「端数用の有効投票決定票」を付す。
 - イ 投票数を記入するとともに、候補者氏名を転記する。
 - ウ 得票計算係へ回付する。
- ③ 【第一計数係】
 - ア 最後まで残った100票未満の投票（記号式・自書式別）に、この「端数用の有効投票決定票」を付す。
 - イ 投票数を記入するとともに、候補者氏名を転記する。
 - ウ 第二計数係を経由し、点検括束係へ回付する。

(1)

有効投票決定票（記号式）

候補者氏名

開票	立	会	人	印
開票	管	理	者	印

点検括束係印
(審査係印)

点検番号

決定投票数

(2)

有効投票決定票（自書式）

候補者氏名

開票	立	会	人	印
開票	管	理	者	印

点検括束係印
(審査係印)

点検番号

決定投票数

※ 自書式の候補者氏名欄はくりぬきとする。

NO. 3-1-1、3-1-2「無効投票決定票」

- ① 審査係で、無効投票表示票を付した無効投票（記号式・自書式別）を理由別に集めて、その上にこの「無効投票決定票」を付す。
- ② 無効理由欄に無効理由を記入する。
- ③ 100票未満の場合は、100の数字を無効投票数に訂正する。
- ④ 審査係の担当者の印を押す。

3-1

広島市長選挙 無効投票決定票(記号式)	
無効理由	
決定投票数	100票
開票立会人印	開票管理印
審査係印	審査係印

3-2

広島市長選挙 無効投票決定票(自書式)	
無効理由	
決定投票数	100票
開票立会人印	開票管理印
審査係印	審査係印

NO. 4「有効投票表示票」

- ① 疑問票について、すべて開票管理者が開票立会人の意見を聴いて投票の効力（有効）の決定をする。
- ② その際、審査係でこの「有効投票表示票」を有効投票の上に付す。
- ③ 候補者氏名を記入する。
- ④ 最終的に、候補者別に集めて、記号式・自書式別に「無効投票決定票」で処理する。

有効投票表示票	
確認印	
開票管理者	候補者氏名
開票立会人	候補者氏名
開票立会人	候補者氏名
開票立会人	候補者氏名
開票立会人	候補者氏名

NO. 5-1、5-2「無効投票表示票」

- ① 疑問票について、すべて開票管理者が開票立会人の意見を聴いて投票の効力（無効）の決定をする。
- ② その際、審査係でこの「無効投票表示票」を無効投票の上に付す。
- ③ 無効理由欄の該当する番号に○をする。
- ④ 最終的に、理由別に集めて、記号式・自書式別に「無効投票決定票」で処理する。

5-1

無効投票表示票(記号式)	
確認印	無効理由
開票管理者	1 所定の用紙でない 2 所定の○記号の記載 力法でない。 (裏面に記載) 3 候補者でない者又は 候補者となることので きない者に○記号 を記入 4 2人以上の候補者に ○記号 5 被選挙権のない候補 者に○記号 6 ○記号以外の粗筆記 載 7 自ら記号しない 8 候補者のいずれにも○ 記号をしたか確認し難 い 9 白紙投票
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人

5-2

無効投票表示票(自書式)	
確認印	無効理由
開票管理者	1 所定の用紙でない 2 候補者でない者又は 候補者となることので きない者の氏名 氏名 3 2人以上の候補者の 氏名 4 被選挙権のない候補 者の氏名 5 被選挙権のない者の 氏名 6 自書しないもの 7 候補者の何人かを記載 したかを確認し難い、 8 白紙投票 9 粗筆記 10 記号、符号
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人

NO. 6 「点字投票訳字票」

- ① 点字投票があれば点字投票訳字票に訳字してもらい、内容をこの「点字投票訳字票」に記入し、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて有効・無効の決定をする。
- ② その際は、有効・無効の「投票表示票」を付しておく。
- ③ 最終的に、有効・無効の「投票表示票」の付してある投票を集めて、有効・無効の「投票決定票」で処理する。

点字投票訳字票	
決定	有効・無効
訳文	

NO. 7 「得票集計（点検番号）表」

- ① 候補者氏名及び届出番号を記入し、候補者ごとに作成する。
- ② 得票計算係で、500票ごとに記号式・自書式別に点検番号欄に「レ」のチェックをする。
- ③ 500票束の「有効投票決定票」の点検番号欄に点検番号を転記する。
- ④ 500票束の「投票数」の末は、投票数を端数欄に記入する。

広島市長選挙 得票集計（点検番号）表

候補者氏名 (届出番号)	500票毎の点検番号 [下記点検番号の数字に「レ」を付するともに「有効投票決定票」の右上点検番号欄に点検番号を記入する。]												小計 (A)	端数 (B)	総計 (A+B)		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							
()	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40							
	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50							
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60							
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70							
	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80							
	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90							
	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100							
	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110							
	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
総計																	

NO. 9 「開票録」

平成何年何月何日 行

何開票区

1 開票所開票場	所市(区)役所(町村役場)	名	参立又は選挙事務所	開票の時刻及び開票中 午用(後) 事由
2 開票立金人	氏	氏	参立又は選挙事務所	開票の時刻及び開票中 午用(後) 事由
(1) 届出による者				
(2) 市区町村の選挙事務課長の選任に当る者の選任に当る者				
(3) 投票事務の選任に当る者				
3 開票所開票時刻	平成何年何月何日午前(後)何時何分開始		平成何年何月何日午前(後)何時何分閉票	
4 投票の決定等を受けた投票				
5 開票の結果				
(1) 投票等の内訳	投票総数	有効投票	無効投票	%
	電磁的記録式投票機の使用を終了した者の数			
(2) 有効投票の内訳	電磁的記録式投票機を用いた投票	記号式投票	無効投票	
	電磁的記録式投票機を用いた投票			
	記号式投票			
	不在者投票及び白紙投票			
	無効投票の内訳			
	開票第1項の同一の氏名、氏又は名のみを記載したもの			
	開票第4項より開票第6項に於ける者に分したものの			
	開票第7項の候補者にも属しないもの			
	開票第8項の候補者にも属しないもの			
	開票第9項の候補者にも属しないもの			
	開票第10項の候補者にも属しないもの			
	開票第11項の候補者にも属しないもの			
	開票第12項の候補者にも属しないもの			
	開票第13項の候補者にも属しないもの			
	開票第14項の候補者にも属しないもの			
	開票第15項の候補者にも属しないもの			
	開票第16項の候補者にも属しないもの			
	開票第17項の候補者にも属しないもの			
	開票第18項の候補者にも属しないもの			
	開票第19項の候補者にも属しないもの			
	開票第20項の候補者にも属しないもの			
	開票第21項の候補者にも属しないもの			
	開票第22項の候補者にも属しないもの			
	開票第23項の候補者にも属しないもの			
	開票第24項の候補者にも属しないもの			
	開票第25項の候補者にも属しないもの			
	開票第26項の候補者にも属しないもの			
	開票第27項の候補者にも属しないもの			
	開票第28項の候補者にも属しないもの			
	開票第29項の候補者にも属しないもの			
	開票第30項の候補者にも属しないもの			
	開票第31項の候補者にも属しないもの			
	開票第32項の候補者にも属しないもの			
	開票第33項の候補者にも属しないもの			
	開票第34項の候補者にも属しないもの			
	開票第35項の候補者にも属しないもの			
	開票第36項の候補者にも属しないもの			
	開票第37項の候補者にも属しないもの			
	開票第38項の候補者にも属しないもの			
	開票第39項の候補者にも属しないもの			
	開票第40項の候補者にも属しないもの			
	開票第41項の候補者にも属しないもの			
	開票第42項の候補者にも属しないもの			
	開票第43項の候補者にも属しないもの			
	開票第44項の候補者にも属しないもの			
	開票第45項の候補者にも属しないもの			
	開票第46項の候補者にも属しないもの			
	開票第47項の候補者にも属しないもの			
	開票第48項の候補者にも属しないもの			
	開票第49項の候補者にも属しないもの			
	開票第50項の候補者にも属しないもの			
	開票第51項の候補者にも属しないもの			
	開票第52項の候補者にも属しないもの			
	開票第53項の候補者にも属しないもの			
	開票第54項の候補者にも属しないもの			
	開票第55項の候補者にも属しないもの			
	開票第56項の候補者にも属しないもの			
	開票第57項の候補者にも属しないもの			
	開票第58項の候補者にも属しないもの			
	開票第59項の候補者にも属しないもの			
	開票第60項の候補者にも属しないもの			
	開票第61項の候補者にも属しないもの			
	開票第62項の候補者にも属しないもの			
	開票第63項の候補者にも属しないもの			
	開票第64項の候補者にも属しないもの			
	開票第65項の候補者にも属しないもの			
	開票第66項の候補者にも属しないもの			
	開票第67項の候補者にも属しないもの			
	開票第68項の候補者にも属しないもの			
	開票第69項の候補者にも属しないもの			
	開票第70項の候補者にも属しないもの			
	開票第71項の候補者にも属しないもの			
	開票第72項の候補者にも属しないもの			
	開票第73項の候補者にも属しないもの			
	開票第74項の候補者にも属しないもの			
	開票第75項の候補者にも属しないもの			
	開票第76項の候補者にも属しないもの			
	開票第77項の候補者にも属しないもの			
	開票第78項の候補者にも属しないもの			
	開票第79項の候補者にも属しないもの			
	開票第80項の候補者にも属しないもの			
	開票第81項の候補者にも属しないもの			
	開票第82項の候補者にも属しないもの			
	開票第83項の候補者にも属しないもの			
	開票第84項の候補者にも属しないもの			
	開票第85項の候補者にも属しないもの			
	開票第86項の候補者にも属しないもの			
	開票第87項の候補者にも属しないもの			
	開票第88項の候補者にも属しないもの			
	開票第89項の候補者にも属しないもの			
	開票第90項の候補者にも属しないもの			
	開票第91項の候補者にも属しないもの			
	開票第92項の候補者にも属しないもの			
	開票第93項の候補者にも属しないもの			
	開票第94項の候補者にも属しないもの			
	開票第95項の候補者にも属しないもの			
	開票第96項の候補者にも属しないもの			
	開票第97項の候補者にも属しないもの			
	開票第98項の候補者にも属しないもの			
	開票第99項の候補者にも属しないもの			
	開票第100項の候補者にも属しないもの			

- NO. 8-1, 8-2 「投票調」
- ① 開票録に記載するために作成する。
- ② 審査係で記載する。

投票調

8-1 (記号式)

内	有効投票	投票数
1 所定の用紙でない		
2 所定の○記号の記載方法でない。(裏面に記載)		
3 候補者でない者又は候補者となることのできない者に○記号		
4 2人以上の候補者に○記号		
5 被選挙権のない候補者に○記号		
6 ○記号以外の他筆記載		
7 自ら記載しない		
8 いずれに○記号をしたか確認し難い		
9 白紙投票		
小計	B	
合計	C=A+B	
投票と認め難いもの		
備考		

8-2 (自書式)

内	有効投票	投票数
1 所定の用紙でない		
2 候補者でない者又は候補者となることのできない者の氏名		
3 2人以上の候補者の氏名		
4 被選挙権のない候補者の氏名		
5 候補者の氏名のほか他筆記載		
6 自署しないもの		
7 候補者の何人か記載したかを確認し難い		
8 白紙投票		
9 他筆記載		
10 記号、符号		
小計	E	
合計	F=D+E	
投票と認め難いもの		
備考		

記号式合計(C) 自書式合計(F) 総投票数(C+F)

+ =

※ () 内は点字による投票数を内書とする。

表は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票調査者 氏 名

開票立金人 氏 名

開票立金人 氏 名

開票立金人 氏 名

NO. 1.2 「投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書」

投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書

平成15年2月2日執行の広島市長選挙において、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第10条第2項の規定により、投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行うことを決定する。

開票に使用する投票を複写した電磁的記録媒体の区分等

投票区名	投票を複写した電磁的記録媒体の番号	投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う理由
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失

平成15年2月 日

広島市安芸区開票区開票管理者 小野 裕伸 印

開票立会人確認印		

NO. 1.3 「記録媒体梱包表示」
記録媒体を梱包した後、表面に貼り付け封印する。

平成15年2月2日執行 広島市長選挙	
集計済記録媒体	
枚数	枚
区開票管理者	

平成15年2月2日執行 広島市長選挙	
未集計記録媒体	
枚数	枚
区開票管理者	